

空調設備保守点検業務委託仕様書

- 1 業務の名称 多世代共生施設らいむの丘空調設備保守点検業務委託
- 2 履行場所 三重県桑名市大字星川 2 2 3 9 番地 1 多世代共生施設らいむの丘
- 3 期 間 契約締結日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
- 4 対象設備 空調機、全熱交換器、換気扇、給湯機、床暖房機
- 5 目 的
 - (1) 施設設備の安全を確保し、機能の維持を図ること。
 - (2) 不時の故障、不具合等が発生した場合に修理、復旧等の適切な処置が速やかに行えるようにすること。
- 6 内 容
 - (1) 定期点検整備
各装置の状態に異常がないか点検を行って確認し、装置が常に正常かつ良好に作動するよう
に必要な整備を行うこと。
 - (2) 清掃
空調機のフィルター及び換気扇の清掃を行うこと。
 - (3) 臨時保守業務
装置に不時の故障、不具合等が発生した場合に、臨時に点検、調整等を実施して修理復旧
にあたること。
- 7 点検回数及び時期等
 - 【空調機・換気扇】
 - ・総合点検・・・冷房・暖房開始前（6月・10月頃）
 - ・巡回点検・・・冷房・暖房使用中間（8月・1月頃）
 - 【給湯機・床暖房機】
 - ・年1回・・・10月頃
- 8 清掃回数及び時期等
 - (1) 空調機フィルター・・・年2回
 - (2) 換気扇（厨房内含む）・・・年2回
- 9 一般的事項
 - (1) 受託者は、委託者と緊密な連絡のもとに、受託者の責任において業務を履行すること。
 - (2) 業務を行う場合は、事前に委託者に連絡の上これを行うものとする。
 - (3) 業務遂行中に異常を発見したとき又は保安上危険と判断される事実を発見したときは、直
ちに委託者に報告するものとする。

- (4) 業務完了後は、その都度報告書を提出し、委託者の確認検査を受けなければならない。
- (5) 定期点検整備に通常必要な工具、機材、雑材消耗品等は受託者が負担するものとする。ただし、仮設足場、仮設材等通常使用しない機材が特に必要な場合は、委託者と協議するものとする。
- (6) 点検業務を遂行するために必要な電力、水及びガス等については、委託者の負担とする。
- (7) 定期点検整備の際に実施できる軽微な部品交換又は軽微な修理については、受託者は委託者の指示に従い、点検作業に支障のない範囲で実施するものとする。
- (8) 点検及び修理実施後は、必ず結果及び実施内容を記したもの（作業報告書）を委託者に毎回提出すること。

10 特記事項

不時の故障発生の場合、受託者は委託者の連絡により速やかに技術員を派遣し修理復旧に対処すること。その場合の費用については、点検及び調整等の軽微な保守により復旧できるものについては契約金額に含まれるものとし、部品の交換その他の修理工事が必要なものについては別途協議するものとする。ただし、受託者の責に帰すべきものについては、受託者の責任において復旧修理するものとする。

11 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義を生じたときは、委託者と協議の上、別に定めるものとする。

以上